

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第16号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）第1条に定める職員（水道局及び病院局の職員を除く。）、警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に掲げる地方警察職員及び県立学校職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(特殊旅費の種類)</p> <p>第7条 特殊旅費の種類は、移転料、扶養親族移転料及び日額旅費とする。</p> <p>2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）第1条に定める職員（企業管理者の事務部局に勤務する職員を除く。）、<u>香川県副出納長設置に関する条例（昭和30年香川県条例第13号）第1条に定める副出納長</u>、警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に掲げる地方警察職員及び県立学校職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(特殊旅費の種類)</p> <p>第7条 特殊旅費の種類は、移転料、<u>着後手当</u>、扶養親族移転料及び日額旅費とする。</p> <p>2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</p> <p><u>3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u></p> <p><u>4</u> 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第12条 鉄道賃の額は、県外旅行にあつては乗車に要する旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）並びに次に掲げる急行料金、特別車両料</p>

(1) 略

(2)・(3) 略

2 前項第1号に規定する急行料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で当該特別急行列車又は普通急行列車の乗車区間が片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

3 略

(旅行雑費)

第16条 略

2 略

(移転料)

第19条 略

(1)～(3) 略

金及び座席指定料金によるものとし、県内旅行にあつては運賃及び第1号に掲げる急行料金によるものとする。

(1) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(2)・(3) 略

2 前項第1号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その区分により支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で当該特別急行列車の乗車区間が片道100キロメートル以上の場合

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で当該普通急行列車の乗車区間が片道50キロメートル以上の場合

3 略

(旅行雑費)

第16条 旅行雑費の額は、第1表の定額による。

2 全路程にわたり公用の交通機関を利用して旅行した場合又は全路程にわたり職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等を運転して旅行した場合には、前項の規定にかかわらず、旅行雑費を支給しない。

3 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、早朝に出発し、又は夜間に帰着することが必要な公共の交通機関を利用した県外旅行について、次の各号に掲げる場合には、第1項に規定する旅行雑費の額に当該各号に定める額を加算する。

(1) 路程400キロメートル以上の場合で、用務開始時刻が午前10時以前又は用務終了時刻が午後4時以後であるとき（次号に掲げる場合を除く。）

第1表の県外旅行の旅行雑費の定額に相当する額

(2) 路程400キロメートル以上の場合で、用務開始時刻が午前10時以前であり、かつ、用務終了時刻が午後4時以後であるとき 第1表の県外旅行の旅行雑費の定額の2日分に相当する額

(移転料)

第19条 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じて、県内から県外へ又は県外から県内若しくは県外へ赴任したときは第2表の定額による額、県内から県内へ赴任したときは第3

2・3 略

(扶養親族移転料)

第20条 略

(1) 略

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料及び食事料の3分の2に相当する額

イ 略

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の2分の1に相当する額(3歳以上の者が移転する場合に限る。)並びに旅行雑費、宿泊料及び食事料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 略

2 前項第1号アからウまでの規定により旅行雑費、宿泊料及び食事料の額

表の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することのできる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2・3 略

(着後手当)

第20条 着後手当の額は、県内から県外へ又は県外から県内若しくは県外へ赴任した場合には第1表の県外旅行の旅行雑費の定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額により、県内から県内へ赴任した場合には第1表の県内旅行の旅行雑費の定額の3日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の3夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第21条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに相当する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 略

2 前項第1号アからウまでの規定により旅行雑費、宿泊料、食事料及び着

を計算する場合において、円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 略

第21条・第22条 略

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第23条 在勤地以外の同一市町村（都の特別区の存する全地域を含む。）内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1)・(2) 略

第24条 略

(遺族の旅費)

第25条 略

2 略

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第20条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第26条～第29条 略

第1表（第16条―第18条、第22条関係）

旅行雑費、宿泊料及び食料

旅行雑費（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		食料（1夜につき）
県内旅行	県外旅行	甲地方	乙地方	
1,100円	1,300円	10,900円	9,800円	2,200円

備考 略

第2表（第19条関係）

県外移転料

後手当の額を計算する場合において、円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 略

第22条・第23条 略

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第24条 在勤地以外の同一市町村（都の特別区の存する全地域を含む。）内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1)・(2) 略

第25条 略

(遺族の旅費)

第26条 略

2 略

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第21条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第27条～第30条 略

第1表（第16条―第18条、第20条、第23条関係）

旅行雑費、宿泊料及び食料

旅行雑費（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		食料（1夜につき）
県内旅行	県外旅行	甲地方	乙地方	
1,100円	1,300円	10,900円	9,800円	2,200円

備考 略

第2表（第19条関係）

県外移転料

鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円

備考 略

第3表 (第19条関係)

県内移転料

鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上
89,000円	101,000円	127,000円	139,000円

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
7級以上の職務にある者	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
6級以下4級以上の職務にある者	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
3級以下の職務にある者	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円	243,000円	282,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

第3表 (第19条関係)

県内移転料

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上
7級以上の職務にある者	89,000円	101,000円	127,000円	139,000円
6級以下4級以上の職務にある者	76,000円	86,000円	108,000円	118,000円

備考 略	務にある者				
	3級以下の 職務にある 者	66,000円	75,000円	94,000円	103,000円
備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。					

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。